

# 別記様式

- 組合所有地売払申請書 . . . . . (様式1)
- 宣誓書 . . . . . (様式2)
- 組合所有地売払決定通知書 . . . (様式3)
- 不動産売買契約書(案) . . . . . (様式4)

(様式1)

## 組合所有地売払申請書

国民健康保険南丹病院組合  
管理者 様

下記の組合所有地を購入したいので、売払いいただきたく関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

申請者	住所(所在地) 〒 - - 電話番号 ( - - ) ・ FAX番号 ( - - )	
	ふりがな	※共有の場合のみ記入
	氏名(法人名及び代表者名) ⑩	持分 分の

※以下は、共有名義で申込みをする場合のみ記入してください。

共有名義で申請される場合、申請者の欄に代表して入札手続きを行う方を記入し、共有者の欄に申請者以外の共有者を記入してください。

共有者	住所(所在地) 〒 - - 電話番号 ( - - ) ・ FAX番号 ( - - )	
	ふりがな	持分 分の
	氏名(法人名及び代表者名) ⑩	

共有者	住所(所在地) 〒 - - 電話番号 ( - - ) ・ FAX番号 ( - - )	
	ふりがな	持分 分の
	氏名(法人名及び代表者名) ⑩	

売払いに付する組合所有地

物件番号	物件の所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	売払価格(円)	備考
新町第1号	京都府南丹市八木町八木新町 5丁目15番地及び16番地	宅地	217.15		

(様式2)

## 宣誓書

私は、組合が実施する国民健康保険南丹病院組合所有地の売払い実施要領（随意契約）に規定する売払申請をするにあたり、次の事項について宣誓します。

1. 実施要領に記載されている売払申請資格を有しない者に該当しません。
2. 売払申請に際し、売払い実施要領、物件調書、不動産売買契約書、売払物件の法令上の規制等をすべて承知の上で参加します。
3. 購入した物件の活用にあたっては、法令等を遵守します。

令和 年 月 日

国民健康保険南丹病院組合 管理者 様

申請者 住所（所在地）

\_\_\_\_\_  
氏名（法人名及び代表者名）

\_\_\_\_\_  
⑩

【共有名義の場合】 共有者 住所（所在地）

\_\_\_\_\_  
氏名（法人名及び代表者名）

\_\_\_\_\_  
⑩

共有者 住所（所在地）

\_\_\_\_\_  
氏名（法人名及び代表者名）

\_\_\_\_\_  
⑩

(様式3)

## 組合所有地売払決定通知書

令和 年 月 日

国民健康保険南丹病院組合  
管理者

令和 年 月 日付けで申込みのありました下記の組合所有地等の売払につきまして、あなた様に売払いさせていただくことに決定しましたので通知します。

### 記

#### 【売払いをする土地の表示等】

(物件番号) 新町第1号

京都府南丹市八木町八木新町5丁目15番地及び16番地

宅地 計 217.15㎡

#### 【売払価格】

金 円

#### 【契約の締結】

令和 年 月 日までに、別添不動産売買契約書により、国民健康保険南丹病院組合との売買契約を締結してください。

なお、期限までに契約の締結をされないときは、本決定は無効となります。

(様式4)

収入  
印紙

## 不動産売買契約書

売渡人 国民健康保険南丹病院組合（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により不動産売買契約書を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次の掲げる不動産（以下「本物件」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在	京都府南丹市八木町八木新町5丁目		
地番	15番地及び16番地		
地目	宅地		
地積	15番地	70.64	m <sup>2</sup>
	16番地	146.51	m <sup>2</sup>
	合計	217.15	m <sup>2</sup>

2 本物件の形状は、引き渡し日における現状有姿とする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金○○,○○○,○○○円とする。

~~(契約保証金) 第4条全文削除~~

~~第4条 甲及び乙は、本契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、  
金 円を支払ったことを確認する。~~

~~2 前項の契約保証金には、利息を付さない。~~

~~3 甲は、乙が第5条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。~~

~~4 乙が売買代金全額を甲に即納する場合には、契約保証金の納付を要さないものとする。~~

~~5 前項に該当する場合には、第1項から第3項の適用を除外するものとする。~~

~~6 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。~~

(売買代金の納付)

### 3 1 文字削除

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、~~前条第1項に定める契約保証金として支払った金~~ ~~円を除いた~~金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を、甲が発行する納入通知書により、契約締結日の翌日から30日以内(休日を除く。)に甲に支払うものとする。

(所有権の移転)

第6条 本物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時点をもって移転するものとし、同日をもって乙に引き渡したものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 本物件の所有権移転登記は、甲が囑託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(引渡し前の滅失・損傷)

第8条 土地の引渡し前に、天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由によって土地が滅失し、甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができるものとする。

2 土地の引渡し前に、前項の事由によって土地が損傷したときは、甲は土地を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡し期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできないものとする。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとする。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 引渡された土地が、種類又は品質において、この契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるとき、乙は、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条に規定する消費者である場合にあっては、契約不適合によって、この契約の目的を達することができないときは、土地の引渡しの日より2年間に限り、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約解除の請求をすることができる。

(用途の制限)

第 10 条 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供し、又は供させてはならない。

2 乙は、前項に定める義務に違反したときは、売買代金の 100 分 30 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

~~(違約金) 第 12 条全文削除~~

~~第 12 条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙からすでに受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。~~

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 14 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 15 条 乙は、本物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、本物件を利用するにあたっては、当該法令を遵守するものとする。

(直轄裁判所)

第 16 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を直轄する地方裁判所を直轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所 京都府南丹市八木町八木上野25番地

氏名 国民健康保険南丹病院組合 管理者

「乙」 住所

氏名